

TaxFlash

2026年6月・第10号



ページ 1

小規模納税者向け最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の新たな局面

小規模納税者向け最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の新たな局面

2026年4月22日、政府は、所得税法の実施に関するGR-55¹を改正するGR-20²を公布しました。本規則は、主として、特定の総売上高を有する特定の納税者に適用される最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を見直すものです。

最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度とは別に、本規則では、汚職および・または贈収賄犯罪に関連する賄賂、謝礼金、その他如何なる名目の支払による費用（外国公務員に対する支払を含む）について、所得税上損金算入が認められないことを明示的に定める条文が新たに設けられました。本改正は、国際的な腐敗防止の枠組みおよび原則をサポートするものです。

最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度に関しては、GR-20により、1会計年度の総売上高が48億ルピアを超えない特定の国内納税者が得る事業所得について、引き続き0.5%の最終課税・源泉分離課税（Final tax）の適用対象となることが規定されています。最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度に関する主な改正点の概要は、以下のとおりです。

適用対象納税者の範囲の縮小

適用対象となる納税者は、年間総売上高が48億ルピア以下の者のうち、以下に限定されることとなりました。

- ・ 個人納税者、および
- ・ 一人株式会社（*perseroan perorangan*）および協同組合の形態をとる法人納税者

合資会社（*Commanditaire Vennootschap*、以下「CV」）、合名会社（*firma*）、村営企業（*Badan Usaha Milik Desa*、以下「BUMDes・BUMDes Bersama」）、および有限責任会社（一人株式会社を除く）の形態をとる法人納税者は、今後、0.5%の最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の適用対象外となります。

適用期間

個人納税者および一人株式会社は、0.5%の最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を期限なく適用することができます。一方、協同組合については、登録日から4年間に限り適用が認められます。

対象外となる所得

従前のGR-55においても、独立した個人サービスから生じる所得、国外で課税済みの外国所得、他の最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の対象となる所得、および非課税所得は、本規則に基づく最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の適用対象外であることがすでに定められていました。また、独立した個人サービスの種類についても規定されていました。

GR-20ではさらに、独立した専門的サービスとみなされる職業について、より詳細な分類が示されています。これには、従来型の専門職に加え、コンテンツクリエイター、インフルエンサー、ブロガー、ブイロガーおよびこれらに類する職業など、より幅広いクリエイティブ分野・デジタル分野の職業が含まれます。

対象外となる納税者

最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の対象外となる納税者については、従前の規則においてすでに導入されており、具体的には、通常の所得税制度の適用を選択する納税者、所得税優遇措置の適用を受ける法人納税者、および恒久的施設が含まれます。

これらの既存の除外対象に加え、GR-20では、以下の納税者も対象外とされています。

- a. 特定の専門性を有する個人により設立され、上記「対象外となる所得」のセクションに記載される独立した専門的サービスに類似するサービスを提供する一人株式会社
- b. 個人およびその関連する一人株式会社の合算総売上高が、1会計年度において48億ルピアを超える場合の当該個人および一人株式会社
- c. 登録日からの4年間の適用期間を超過した協同組合

上記bおよびcに該当する納税者は、以後の会計年度において、最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の適用対象外となります。

分断防止のための総売上高基準に関する合算ルールの導入

GR-20では、48億ルピアの総売上高基準を判定するためのより明確なルールが導入されています。総売上高の判定にあたっては、以下を考慮する必要があります。

- 関連する会計年度の直前会計年度を基準として、1年間における事業所得および独立した専門的サービスから生じる所得に係る総売上高の合計額。これには、最終課税または非最終課税の対象であるかを問わず、国外で得た売上高も含まれる、および
- 事業および独立した専門的サービスから受領する対価（現金または現金同等物）。この金額は、販売値引き、現金割引および・またはこれらに類する控除を差し引く前の金額とされる

資産・所得を分離している既婚納税者、または妻が独立して自己の税務上の権利および義務を行使している場合には、売上高は夫婦の合算売上高に基づいて判定しなければなりません。さらに、該当する場合には、夫および・または妻が設立した一人株式会社の売上高も合算する必要があります。

経過措置

GR-55に基づき発行されたすべての実施規則は、本GRの規定に抵触しない限り、引き続き有効とされます。

本GRの発効時点においては、以下の規定が適用されます。

1. 適用期間について：

- a. GR-55に基づく適用期間が2024年度に終了した個人納税者は、本GRに基づき、2025年度および2026年度について、引き続き最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を適用することができます
- b. GR-55に基づく適用期間が2025年度に終了する個人納税者および一人株式会社は、本GRに基づき、2026年度について、引き続き最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を適用することができます
- c. 本GRの公布前に登録された協同組合の形態をとる法人納税者で、GR-55に基づく適用期間が2024年度から2029年度までの間に終了する者は、本GRに基づき、2025年度から2029年度まで、引き続き最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を適用することができます
- d. CV、firma、有限責任会社（一人株式会社を除く）およびBUMDes・BUMDes Bersamaの形態をとる法人納税者で、GR-55に基づく適用期間がまだ終了していない者は、当該期間の終了時まで、GR-55に基づき最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を継続して適用することができます
- e. 上記「対象外となる納税者」のセクションのaおよびbに該当する納税者で、GR-55に基づき最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の適用を受けている者は、本GRに基づき、2026年度末まで、引き続き最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度を適用することができます

上記の規定は、納税者がGR-55に基づく適用要件を引き続き満たしている場合に限り適用されます。

2. 最終所得税証明書について：

- a. GR-55に基づく適用期間が2024年度に終了した個人納税者については、当該証明書は2025年度および2026年度について引き続き有効です
- b. GR-55に基づく適用期間が2025年度に終了する個人納税者および一人株式会社については、当該証明書は2026年度について引き続き有効です
- c. 本GRの公布前に登録された協同組合で、GR-55に基づく適用期間が2024年度から2029年度までの間に終了する者については、当該証明書は、納税者がGR-55に基づく適用要件を満たさなくなるまで引き続き有効です

上記aおよびbの証明書は、納税者が本GRに基づく最終課税・源泉分離課税（Final tax）制度の適用要件を満たさなくなるまで引き続き有効です。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raka Putra raka.putra@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Riyadi riyadi.riyadi-c@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.j.jesica@pwc.com	Runi Tusita runi.tusita@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Aman Santosa aman.santosa-c@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Susetiyo Putranto susetiyo.putranto@pwc.com
Angga Wardhani angga.w.wardhani@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Ay Tjhing Phan ay.tjhing.phan@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yuliana Kurniadjaja yuliana.kurniadjaja@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com	

www.pwc.com • id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2026 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com • structure for further details.